

有資格請負業者 様

長期継続契約の複数年履行について（通知）

このことについて、水戸市長期継続契約に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）に基づき物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約について、現在、業務を執行しているところですが、更なる安定的・効率的な業務運営や人的・設備投資の面などから、複数年（2 年間）の履行期間とする対象業務を下記のとおり年次的に拡大します。

記

平成 30 年度の当初委託業務から複数年履行を導入するもの

- ・庁舎建物の保守・維持管理業務
（ビル総合管理，電気工作物点検，エレベーター保守）
- ・公共施設の保守・維持管理業務
（ボイラー空調設備，浄化槽維持，水処理施設維持）

平成 31 年度の当初委託業務から複数年履行を導入予定

- ・警備業務（人的）
- ・清掃業務
- ・消防設備点検業務